

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより令和3年3月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（土井裕美子君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、令和3年2月19日付、橋総第446号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案58件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、令和2年12月22日付、橋監委第45号をもって、令和2年度第1次定期監査結果報告書、同じく、令和3年2月17日付、橋監委第50号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から、令和3年2月24日付、橋総第448号をもって、市長専決処分事項の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、令和2年11月30日から令和3年2月28日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番 南出さん、16番 樽井さんのお二人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（土井裕美子君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本日から3月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議長より申し上げます。

去る令和2年12月定例会閉会日における総務委員会委員長報告に関し、16番 樽井議員より発言の申出がありますので、これを許します。

16番 樽井議員。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）それでは、さきの令和2年12月市議会定例会における総務委員会の委員長報告において、一部誤りがございました。令和2年12月18日の12月市議会定例会閉会日の私からの委員長報告の中で、議案第9号 橋本市部落差別の解消を推進する条例に

ついてに係る審査結果の報告において、1969年の同和对策特別措置法の施行以降、国と地方において費やされた予算額について、約16兆円とすべきところを1,066兆円としておりました。正しくは約16兆円でございます。

会議規則上、本会議における発言の訂正は、発言がなされた議会の会期中のみ可能とされており、12月定例会においてなされた本件発言そのものを訂正することができません。しかしながら、本市の議決機関である議会としての政治的、道義的責任において、本日、ここに私の報告の誤りについておわびしますとともに、ご報告する機会を頂いた次第でございます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（土井裕美子君） ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和2年度橋本市一般会計補正予算（第14号）） から、日程第60 選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について までの58件

○議長（土井裕美子君） 日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和2年度橋本市一般会計補正予算（第14号）） から、日程第60 選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について までの58件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） おはようございます。3月市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆さまには大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

ここ数日は寒暖の差が大きく、新型コロナウイルス感染症や花粉の飛散も相まって、体調管理に注意が必要な日が続いております。

早いもので、令和2年度も残すところ1カ月となりました。今年度はコロナに始まりましたが、今もなお対策が必要な状況は継続しており、議員各位の各方面にわたるご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。

本日から3月25日までの25日間にわたり、令和3年度一般会計及び特別会計・企業会計の当初予算など、提案いたしました議案などに対し、ご審議並びにご協議を賜りますようお願い申し上げます。

さて、東日本大震災から10年を迎えるのを目前に、2月13日の夜遅く、東北地方で最大震度6強の地震が発生しました。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、今回の地震が10年前の大震災の余震であるとの見解が示されたことに、改めて自然災害の脅威を感じるところであります。

また、15日に和歌山市内での会議に出席していたところ、和歌山県北部を震源とする震度4の地震に見舞われました。幸い大きな被害に至りませんでした。実際に体験したことで他人事ではなくより身近に感じたところです。

コロナ禍での被災においては新しい生活様式の下、自助・共助・公助を進めていくことが必要であり、市では段ボールベッドやパーティション等の備蓄を進めるとともに、感染症対策を念頭に置いた災害対策に、市民の皆さまとともに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、国内においても、医療従事者への新型コロナウイルスワクチンの予防接種が始まりました。このワクチンは発症や重症化の予防効果が認められており、多くの方が接種することにより、医療機関への負担を軽減することが期待できます。市では、2月1日からいきいき健康課にワクチン接種担当職員を配置するとともに、市の課題や懸念事項、また要望等を国

や県に伝え、健康福祉部を中心に接種体制を整えているところです。今後も県や関係機関と連携し、市民の皆さまが安心して安全に接種していただけるよう努めてまいります。

また、本議会でご審議いただく令和3年度予算については、少子高齢化や人口減少に加え、コロナ禍の影響を考慮し、編成いたしました。歳入においては、固定資産税をはじめとする市税が、コロナの影響を受けたことにより減少することが見込まれます。歳出では、人件費や普通建設事業費が前年度と比べ削減したものの、社会保障費や公共施設の老朽化対策に係る費用の増加等により、一般会計において財政調整基金等17億3,500万円余りを繰り入れての予算編成となりました。厳しい財政状況には変わりなく、今後におきましても施策の選択と集中による効率的で効果的な行財政運営を進め、福祉と社会保障をできる限り守っていきたくと考えています。

それでは、市議会3月定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件が2件のほか、令和2年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算案件が12件、令和3年度橋本市一般会計、特別会計・企業会計の各当初予算案件が13件、条例の制定及び改正案件が20件、市道路線の認定案件が1件、市道路線の廃止案件が1件、町の区域の変更案件が1件、土地の処分案件が1件、公の施設の指定管理者の指定案件が1件、橋本市公平委員会委員の選任案件が1件、橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任案件が2件、人権擁護委員候補者の推薦についての案件が3件、合計58件の案件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は令和2年度橋本市一般会計補正予算（第14号）でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に必要となるコ

ールセンターの設置などの経費や高齢者施設に新たに入所する方に対するPCR検査の費用助成金のほか、補助災害に認定された災害復旧工事費について総額8,437万4,000円を令和3年1月18日に専決処分したものでございます。

承認第2号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

これは公用車の事故に伴うもので、相手方と条件面での合意に至り、早急に示談を締結する必要が生じたため、令和2年12月28日に専決処分をしたものでございます。

次に、議案第1号 令和2年度橋本市一般会計補正予算（第15号）は、職員給与や手当の増減及び各費目における事業費の確定や精算見込みに伴う変更などによる予算の増減額のほか、国庫補助金である学校施設環境改善交付金の採択に伴い、小・中学校のトイレの改修事業などの予算を計上してございます。補正予算の額は歳入歳出とも3億392万7,000円の減額となり、補正後の予算総額といたしましては341億5,285万7,000円となるものでございます。

次に、議案第2号から議案第9号までは、令和2年度橋本市特別会計の各補正予算でございます。いずれの会計とも、各事業の確定や精算見込みに伴う変更などにより歳入・歳出予算の増減額を計上したもので、特別会計全体では歳入歳出とも10億1,212万3,000円の減額となり、補正後の予算総額では177億4,769万4,000円となるものでございます。

次に、議案第10号の令和2年度橋本市水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入において他会計負担金や長期前受金戻入などで380万1,000円の増額を計上し、収益的支出では人件費や資産減耗費、消費税及び地方消費税などで688万1,000円の増額を計上してございます。また、資本的収入は繰入金や補償

金で差引き7,000円の減額を計上し、資本的支出では建設改良費と拡張費で2,027万2,000円の減額を計上してございます。

次に、議案第11号の令和2年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出で営業費用として98万6,000円の増額を計上するとともに、資本的支出では流域下水道建設負担金の増額などにより379万5,000円の増額を計上し、資本的収入ではその財源となる企業債収入と受益者負担金を差し引き1,000万円の増額を計上してございます。

次に、議案第12号 令和2年度橋本市病院事業会計補正予算（第7号）は、収益的収入で入院収益及び外来収益などで減額となるものの、新型コロナウイルス病床確保事業補助金などにより6,457万7,000円の増額補正となり、一方、収益的支出では、入院及び外来収益の減収に伴い材料費を減額しており、退職給付引当金の追加計上に伴う給与費の増額や雑損失などを合わせて、3,873万3,000円の増額補正を計上してございます。資本的収入では、病院事業債の減額などにより2,717万8,000円の減額補正となり、資本的支出では、工事請負費などで2,448万9,000円の減額を計上してございます。また、債務負担行為として電子カルテシステム更改事業について、6億4,000万円を限度として令和2年度から令和3年度の期間を定めるものであります。

次に、議案第13号から議案第25号までは、令和3年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算でございます。

まず、議案第13号 令和3年度一般会計当初予算でございますが、予算総額は267億7,058万8,000円となっております。昨年度の令和2年度当初予算と比較いたしますと9億4,543万6,000円、率にして3.7%の増加となり、新型コロナウイルスワクチン接種のための経費を見込むとともに、行政事務用システ

ムのサーバ及びネットワーク機器のリース満了に伴う機器更新のための経費や産業文化会館及び温水プールの外壁・屋根改修等のための経費、紀見地区公民館と郷土資料館及び、あさもよし歴史館を複合施設として新築するための設計委託料などの新規事業を計上した予算となっております。

一般会計歳入歳出の主なものでございますが、まず歳入の主なものとして、市税では、新型コロナウイルス感染症対策としての固定資産税軽減措置の影響により、前年度比3.6%減の62億7,537万7,000円を計上してございます。

また、地方譲与税や利子割交付金、配当割交付金などがございますが、これらは国の地方財政計画に基づき算定したものでございます。また、令和2年度に新設された法人事業税交付金につきましては、和歌山県の試算を基に3,986万2,000円を計上してございます。地方特例交付金につきましては、地方税減収補填特別交付金が新たに交付されることにより、3億1,733万4,000円を見込んでございます。地方交付税は、令和2年度収入見込額と地方財政計画などに基づき算定し、前年度比0.7%増の81億6,000万円を見込んでございます。

次に、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種のための負担金や子どものための教育・保育給付交付金などの増加によって、前年度比12.7%増の35億7,245万9,000円を計上してございます。

次に、繰入金につきましては、財源不足を補うための財政調整基金などの増加により、前年度比15.5%増の17億3,580万7,000円を計上し、市債につきましては、国の地方交付税特別会計の財源不足により発行が可能となる臨時財政対策債借入額が大きく増加したことから、前年度比33.5%増の19億5,960万円を計

上してございます。

続きまして、歳出の主なものでございますが、まず総務費の契約検査に要する経費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、手続きの透明性確保や事務作業効率化などの効果が期待される電子入札実施に向け、システム導入などに係る経費569万6,000円を計上してございます。

次に、移住・定住促進に要する経費では、移住推進や空き家利活用の促進のための補助金などを継続して実施するための経費、総額1,248万円を計上してございます。

次に、電算管理運営に要する経費では、行政事務用システムのサーバやネットワーク機器のリース満了に伴い、機器更新及びシステムの更改を行うための経費1億3,912万8,000円を計上してございます。

次に、災害対策に要する経費では、中央構造線断層帯による地震を想定し、継続的に購入している備蓄非常食などの災害備蓄品を購入するための経費1,133万6,000円を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の啓発等を含めた冊子タイプのハザードマップを更新するための経費588万5,000円を計上してございます。

次に、民生費の老人福祉事務に要する経費では、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合が、老朽化した老人福祉施設（国城寮）を新築移転するための経費を含む同組合への負担金7,757万9,000円を計上してございます。

また、たんぼぼ園等整備に要する経費では、たんぼぼ園の新築移転後の旧園舎を解体するとともに、新築園舎用地にあったちびっ子広場を旧園舎跡地に移転するための工事費など、2,196万9,000円を計上してございます。

次に、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費では、ワクチン接種に向けた接種券を作成するための委託料やコール

センター設置に係る委託料、また予防接種を行う医師への委託料など、総額2億7,712万円を計上してございます。

また、ごみ収集に要する経費では、可燃ごみの収集が週1回となる中で、介護世帯や子育て世帯など紙おむつを使用する世帯での利便性向上のため、福祉収集事業を拡充するための経費594万6,000円を計上してございます。

続きまして、農林水産業費では、令和3年4月1日に施行される橋本市農業振興条例に関連した補助施策として、橋本産農産物のブランド強化や遊休農地の拡大防止、農業経営者の維持及び持続的発展を支援し、市の農業施策を積極的に進めていくことを目的にし、農地利用集積特別対策事業に要する経費、農業振興に要する経費、有害鳥獣対策に要する経費、農産物産地化事業に要する経費における13事業に対する補助金、総額2,570万円を計上してございます。

また、ため池等整備事業に要する経費では、防災重点農業用ため池の劣化や豪雨による決壊の危険性を把握するための委託料900万円を計上してございます。

次に、商工費の企業誘致に要する経費では、企業立地の促進を図るため、対象企業30社に対する奨励金7,746万円を計上してございます。

ふるさと橋本応援寄附金に要する経費では、ふるさと橋本の元気づくりに賛同し、ご寄附を頂く方々に対して、お礼の記念品購入などの経費として、1億1,123万2,000円を計上してございます。

販路開拓・販売促進事業に要する経費では、官と民が一体となり、本市地域産品のブランド化を推進するとともに、全国・海外に向けて、中小企業者や農業生産者等の販路開拓・拡大を支援し、地場産業の活性化を図るための経費1,529万9,000円を計上してございます。

また、観光振興に要する経費では、サイクリングインストラクターを橋本市観光振興アドバイザーとして委嘱し、橋本市を周遊できるサイクリングロードマップを作成するなど、サイクリングを通じて橋本市の魅力ある豊かな自然等を発信、活用するための委託料156万円を計上してございます。

やどり温泉いやしの湯管理運営等に要する経費では、建物完成からほぼ10年が経過し、経年劣化が見られることから、外壁改修などを実施するための工事費として、1,262万4,000円を計上してございます。

続きまして、土木費の道路維持に要する経費では、河瀬陸橋の新設工事の委託や細川橋の橋梁補修工事、岩倉大橋の橋梁補修工事など、総額3億3,690万円を計上してございます。

また、交通安全施設整備に要する経費では、橋本市通学路交通安全プログラムに基づき、市道慶賀野垂井線に防護柵を継続設置する工事費500万円を計上してございます。

また、公園管理に要する経費では、橋本市都市公園などで水銀・ナトリウム灯が使用されている街灯や駐車場の灯具をLED灯具へ交換するための経費、117万1,000円を計上してございます。

次に、市営住宅整備に要する経費では、用途廃止対象住宅入居者の住み替え促進のため、住み替え用空き家の修繕料を計上するとともに、社会資本整備総合交付金事業を活用して、原田改良団地及び伏原第2団地の改修工事費など、総額8,375万2,000円を計上してございます。

また、住宅耐震化促進事業に要する経費では、地震による家屋の倒壊などの対策を目的に、耐震診断や耐震補強工事などの実施補助金などの経費、総額3,551万1,000円を計上してございます。

次に、消防費の消防施設に要する経費では、

高齢化が進み救急出場が増加するなか、救急車を必要とする市民に対し迅速、適切に対応できるよう老朽化した高規格救急車の買換え費用4,128万5,000円を計上してございます。

続きまして、教育費の教育振興に要する経費では、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒が一人ひとり各自のタブレット等を用いて快適にインターネット等を活用できる環境を整えるため、光回線の使用料や端末及び周辺機器の保守委託料、授業用の大型モニターの一部更新するための購入費用など、総額2,688万6,000円を計上するとともに、端末に必要なソフト面の整備を行い、効果的な利活用の推進と教員の負担軽減を目的に授業支援システムを導入するとともに、ICT支援員を各校に配置するための委託料2,552万円を計上してございます。

次に、小学校建設に要する経費では、学校施設長寿命化のための西部小学校の3期工事費及び城山小学校、紀見小学校の長寿命化改良事業のための設計委託料のほか、城山小学校のグラウンドを整備のするための工事費、総額1億7,067万3,000円を計上してございます。

また、国民文化祭に要する経費では、令和3年10月30日から和歌山県で開催される第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会において、橋本市内で事業を実施するための実行委員会への補助金など、1,541万8,000円を計上してございます。

また、公民館・郷土資料館建設に要する経費では、老朽化した紀見地区公民館、郷土資料館及びあさもよし歴史館を移転統合し、旧紀見小学校跡地に新築整備するための基本設計委託料や、一部土地購入費及び登記手数料などの経費3,150万4,000円を計上してございます。

また、産業文化会館等管理運営に要する経費では、老朽化が進む産業文化会館及び温水プールの外壁・屋根改修等のための経費2億6,012万3,000円を計上してございます。

また、旧学校給食センター解体に要する経費では、既設の旧橋本学校給食センターの建物を解体撤去し、更地として用地の売却を進めるための解体工事費など、8,610万円を計上してございます。

また、社会体育施設管理運営に要する経費では、スマートフォンなどで利用状況の照会や利用予約ができる施設予約システムを導入するための委託料297万円を計上してございます。

以上が令和3年度一般会計予算の主なものでございます。

次に、議案第14号から議案第22号までの特別会計でございます。

主なものをご説明させていただきますと、議案第22号 令和3年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算では、令和元年度から工業団地造成事業特別会計を設置し事業を実施している、あやの台北部用地開発事業について、昨年度に引き続き環境影響評価事後調査委託料や、あやの台北部工業団地第一地区造成工事費など、総額14億8,451万6,000円を計上してございます。

次に企業会計でございますが、議案第23号 令和3年度橋本市水道事業会計予算では、資本的支出として管路改良事業やポンプ設備更新事業などの施設整備費に2億9,651万5,000円を計上したほか、企業債元金償還金として1億8,525万6,000円をそれぞれ計上してございます。

次に、議案第24号 令和3年度橋本市下水道事業会計予算では、資本的支出として公共下水道汚水整備事業や流域下水道に関する建設費、また、あやの台北部造成雨水汚水整備

事業など建設改良費として8億353万1,000円を計上したほか、企業債元金償還金として8億5,230万8,000円をそれぞれ計上してございます。

議案第25号 令和3年度橋本市病院事業会計予算では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、入院、外来患者数で約21万5,000人の患者を見込み、収益的収入で73億1,116万9,000円、収益的支出では73億9,848万4,000円を計上してございます。また、資本的支出として、電子カルテシステムのほか医療機器等の更新により、資産購入費で6億7,151万7,000円、建物附属設備の更新により工事請負費で5,000万円、企業債元金償還金として5億9,679万7,000円をそれぞれ計上してございます。

以上が各会計における令和3年度当初予算の概要でございます。

議案第26号は、橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権侵害を防止する条例についてでございます。

これは全国的に新型コロナウイルス感染症を原因とした誹謗中傷などが行われていることを踏まえ、感染症を原因とする誹謗中傷などの人権侵害を未然に防ぎ、市民全ての基本的人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりをめざすための取組を推進するものでございます。

議案第27号は、橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは危機管理室を総合政策部から独立させ、市長直轄組織とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第28号は、橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは令和2年の人事院勧告による官民格差の是正措置として令和3年4月から期末・勤勉手当の支給月数を年間4.5月分から4.45

月分に0.05月分引き下げるものでございます。

また、平成28年度から実施している給与減額措置につきましては、財政健全化の状況を踏まえ、令和3年4月から復元するものでございます。

議案第29号は、橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは環境美化センターなどの庁外職場において、職員が当該施設に通勤用の自家用車を駐車する場合に、行政財産の目的外使用許可として月額2,000円を徴収していることから、当該金額を明記するための改正を行うものでございます。

議案第30号は、橋本市債権管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは本市の債権管理における債務者情報の取扱いを整備するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第31号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率について所要の改正を行うものでございます。また、地方税法の改正に伴う所要の改正を併せて行うものでございます。

議案第32号は、橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは3年に1度の介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率を改正するものでございます。また、介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正を併せて行うものでございます。

議案第33号は、橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは指定居宅介護支援事業所の指定に係る基準について、国の省令が改正されたこと

に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第34号は、橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは指定介護予防支援事業所の指定に係る基準について、国の省令が改正されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第35号は、橋本市立保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは公私連携幼保連携型認定こども園、山田さつきこども園が令和3年4月から開園することに伴い、岸上保育園及び山田保育園を廃園するための改正を行うものでございます。

議案第36号は、橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは市立保育園において、土曜日給食の提供を開始することに伴い、主食費用を変更するための所要の改正を行うものでございます。

議案第37号は、橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは令和3年4月から、たんぼぼ園が新築移転することに伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第38号は、橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは議案第37号のたんぼぼ園の新築移転先が沓掛ちびっ子広場であることから、同公園の廃止を行うものでございます。

議案第39号は、橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは誘致対象業種に特定物流施設を追加するとともに、この条例の失効期限を令和8年3月末まで延長するための所要の改正を行うものでございます。

議案第40号は、橋本市火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは国が定める急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が改正されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第41号は、橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは本市直営のし尿収集運搬を令和3年3月末日をもって廃止するにあたり、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号は、橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは本条例の別表に定める給水区域の一覧から、紀ノ光台の表記が漏れていたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第43号は、橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは水道メーターの貸与費用等の金額表示を税込表示に改めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第44号は、橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは会計年度任用職員として雇用する歯科衛生士の給与について、民間との格差是正及び人材確保を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第45号は、橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは地域医療の機能分化を推進するため、初診に係る特別料金を明確化するものでございます。

議案第46号は、市道路線の認定についてでございます。

これは胡麻生区内15号線、兵庫団地1号線、兵庫団地2号線及び吉原幹線の4路線を新たに市道路線として認定するものでございます。

議案第47号は、市道路線の廃止についてでございます。

これは市道松岡線の路線の一部を廃止するものでございます。

議案第48号は、町の区域の変更についてでございます。

これは橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、橋本及び古佐田の町の区域の一部を変更するものでございます。

議案第49号は、土地の処分についてでございます。

これは企業誘致用地である高野口町大野用地を工場建設用地として、株式会社田中铁工建設へ分譲することが確定しましたので、当該企業と土地譲渡契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第50号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

これは橋本市高野口山村体験交流促進センターの指定管理者として、ふるさと体験村管理組合を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

選第1号につきましては、橋本市公平委員会委員として妙中清剛氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第2号及び選第3号につきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員として萱野忠重氏及び平野耕造氏を選任したいので、地

方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選第4号から選第6号までにつきましては、人権擁護委員候補者として、萩原弥生氏、山本群代氏、山本照子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、承認2件、議案50件、選6件、計58件についてご説明申し上げました。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）市長の説明が終わりました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会とし、3月8日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時17分 散会）